第明三治十二五種年郵三便月物三十一認可日

7　検定手数料及びその納付方法
　受検を希望する者は、検定手数料として7,000円を郵便振替払込みにより納付すること。
　なお、検定手数料は、受理後は返還しない。
8　合格者の発表
　平成23年12月22日（木）に、第２種、第３種技術検定、平成24年２月３日（金）に、第１種技術検定の合格者の氏名を日本下水道事業団研修センター等の庁舎内に掲示するとともに、日本下水道事業団のホームページに掲載して発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
9　その他
⑴　合格者には、下水道法第22条（第25条の10において準用する場合を含む。）の資格取得について、特例が適用される。
⑵　受検手続その他受検に関する問い合わせは、日本下水道事業団研修センター研修企画課（電話048―421―2076）へすること。
⑶　技術検定の詳細については、受検申込用紙と同時に配布する受検案内を参照すること。

第25回下水道管理技術認定試験実施公告

日本下水道事業団公告第２号

日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第26条第１項第８号の規定に基づき、下水道管理技術認定試験を次のとおり実施するので公告する。

平成23年６月１日

日本下水道事業団理事長　曽小川久貴

1　試験の区分
　管理技術認定試験は、次の表の試験区分に従い、同表の試験技術を対象として行う。

試験区分	試験技術
管路施設	管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術

2　試験科目及び試験の方法
　管理技術認定試験は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の試験区分に従い、同表の試験科目について、多肢選択式により行う。

試験区分	試験科目
管路施設	工場排水、維持管理、安全管理及び法規

3　試験の実施期日
　平成23年11月13日（日）
4　試験の実施場所
　札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及び那覇市
5　受験資格
　受験資格について制限はない。
6　受験手続
⑴　受験申込用紙の配布
　受験申込用紙は、平成23年６月６日（月）から平成23年７月25日（月）まで次の場所において配布する。
①日本下水道事業団研修センター研修企画課
〒335―0037
埼玉県戸田市下笹目5141
②日本下水道事業団経営企画部総務課広報室
東京都新宿区四谷３－３－１
富士・国保連ビル
③日本下水道事業団近畿・中国総合事務所
お客様サービス課
大阪市淀川区木川東３－２－12
　なお、郵便で受験申込用紙を請求する場合は、①研修センター研修企画課へ、封筒の表に「認定試験申込用紙請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角型２号）を必ず同封すること。
⑵　受験の申込方法
　受験を希望する者は、受験案内の申込書記入例に従い、受験申込用紙に所要事項を記入し、本人の写真をはり、試験手数料に係る郵便振替払込受付証明書を添付して、日本下水道事業団研修センター研修企画課（〒335―0037 埼玉県戸田市下笹目5141）に簡易書留により郵送すること。
⑶　申込受付期間
ア　申込受付期間は、平成23年７月１日(金)から７月25日（月）までとする。
　ただし、平成23年７月25日までの消印があるものは受け付ける。
イ　受験申込書及び添付書類は、受理後は返還しない。
⑷　受験票の送付
　受験票は、受験申込書の受付期間経過後、直接受験申込者に送付する。
7　試験手数料及びその納付方法
　受験を希望する者は、試験手数料として7,000円を郵便振替払込みにより納付すること。
　なお、試験手数料は、受理後は返還しない。
8　合格者の発表
　平成23年12月22日（木）に、合格者の氏名を日本下水道事業団研修センター等の庁舎内に掲示するとともに、日本下水道事業団のホームページに掲載して発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
9　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、日本下水道事業団研修センター研修企画課（電話048―421―2076）へすること。
⑵　試験の詳細については、受験申込用紙と同時に配布する受験案内を参照すること。

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　田中　英雄
　登録番号　10594
　事 務 所　東京都千代田区紀尾井町３―20紀尾井町鶴屋ビル２階
　新紀尾井町法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成23年５月９日

平成23年５月16日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　笠井　浩二
　登録番号　17636
　事 務 所　東京都千代田区外神田３―７―３―401東冷ビル
　笠井法律事務所
3　処分の内容　業務停止２年
4　処分が効力を生じた年月日
　平成23年５月９日

平成23年５月16日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　松本　和英
　登録番号　18238
　事 務 所　東京都新宿区新宿１―15―８ＡＮビル３階
　松本和英法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成23年５月９日

平成23年５月16日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　栃木県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　松本　　勝
　登録番号　15420
　事 務 所　栃木県宇都宮市滝谷町19―18福井ビル２階
　松本勝法律事務所
3　処分の内容　業務停止４月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成23年４月20日

平成23年５月17日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成23年６月１日　北海道教育委員会

1　失効した免許状
　氏名　髙松　保徳　本籍地　北海道
　免許状の種類、教科、番号
⑴　小学校教諭１種免許状、昭51小１普第933号
⑵　中学校教諭１種免許状、理科、昭51中１普第1026号
⑶　高等学校教諭１種免許状、理科、昭51高２普第1159号
2　授与権者　北海道教育委員会
3　授与年月日　昭和51年３月15日
4　失効年月日　平成23年５月11日
5　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当